

自転車安全教育実施要領

昭和53年10月20日
改正 平成23年 9月 2日
改正 平成24年 4月 1日
改正 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県自転車安全教育推進委員会（以下「県委員会」という。）が地区交通安全協会（以下「地区協会」という。）及び同協会と協働する関係機関、団体と共に行う自転車安全教室、又は講習会（以下「安全教室」という。）の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。

(安全教室の実実施計画)

第2条 県委員会は、道路交通の状況及び住民（主として小・中学校の児童、生徒、高齢者及び主婦）の自転車利用状況を勘案し、地区協会と協議して安全教室を実施する地域及び学校並びに実施規模等を定め、安全教室が有効かつ円滑に運営されるよう努めるものとする。

(広報啓発)

第3条 県委員会及び地区協会は、地域住民及び小・中学校等に対して、自転車の安全な乗り方を普及するため、安全教室の開設趣旨の徹底を図るとともに、これら関係者の理解と協力を得られるように努めるものとする。

(安全教室の実実施要請)

第4条 地区協会は、安全教室の実実施要請があるときは、これを受理するとともに、必要があるものについては、要望意見等を添えて、県委員会に通報するものとする。
2 県委員会は、前項による地区協会の通報を受けたときは、その内容を検討し、一体となってその教育効果を上げるように努めるものとする。

(安全教室の実実施)

第5条 地区協会は、安全教室の実実施に必要な諸般の事項を検討し、会場設定、指導員の編成、教材教具の整備及び受講者の案内等について要請者と事前に協議し、安全教室が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 地区協会は、定められた日時、場所に指導員を派遣し、受講者を確認した上、自転車安全教室カリキュラム（別表1）に従って教育を実施するものとする。

(教材教具等の準備)

第6条 安全教育の開設に必要な指導用自転車、信号機、道路標識その他の教材教具等は、原則として地区協会が関係機関、団体の協力を得る等して準備するものとし、県委員会は、安全教室の運営に支障を生じないように、これに協力するものとする。

(実施結果の通報)

第7条 地区協会は、安全教室実施の結果を毎月末にとりまとめ、自転車安全教室実施状況表（別表2）により翌月5日までに県委員会へ通報するものとする。

附則 この要領は、昭和53年10月20日から実施する。

附則 この要領は、平成23年9月2日から実施する

附則 この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から実施する。